

建設工事における予定価格の事後公表の試行について（お知らせ）

令和6年3月1日
総務企画部監理課

美祢市が発注する建設工事の入札については、予定価格を事前公表としてきましたが、適正な競争性の更なる確保及び積算能力の向上を図ることを目的として、一部の建設工事の入札について予定価格を事後公表としますのでお知らせします。

1. 対象工事

条件付一般競争入札に付する建設工事

（ただし、工事内容等から適当でないと判断される場合は除く。）

2. 施行時期

令和6年4月1日から施行します。

3. その他

対象工事については、入札公告に記載します。

入札回数は、3回までとし、工事内訳書は1回目の入札時に提出するものとし、ます。ただし、再度入札で「美祢市低入札価格調査実施要領」に定める調査対象者となった場合は、調査資料に併せて、工事内訳書の提出を求めます。